

# よこすかエコポイント



横須賀市地球温暖化対策地域協議会では、温室効果ガスの削減やエネルギーの効率的な利用を促進するため、対象設備・機器を設置・購入された方に、市内協力事業者の店舗で利用できる商品券やポイントを差し上げるエコポイント事業を実施します！

## 1 対象設備・機器とエコポイント交付額

対象設備・機器		エコポイント交付額
①	太陽光発電システム	16,000円分
②	定置用リチウムイオン蓄電システム	12,000円分
③	家庭用燃料電池システム（エネファーム）	8,000円分
④	窓の断熱改修	
⑤	家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	5,000円分
⑥	ペレットストーブ（※令和6年度より追加）	

※ただし、①太陽光発電システム、②定置用リチウムイオン蓄電システムは、「横須賀市重点対策加速化事業費補助金制度」との併用での利用はできませんのでご注意ください。

太陽光発電システムや蓄電池の導入費の一部を補助する

「横須賀市重点対策加速化事業費補助金」制度もございます。



詳しくはこちら→

## 2 対象設備・機器の要件

- 未使用のものであること
- 令和7年4月～令和8年2月に設置・購入していること
- 太陽光発電システムは、定格出力1kW以上で、太陽光を利用して発電するシステムであり、発電した電力を自家消費していること
- 家庭用燃料電池システム（エネファーム）は、原則として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の「エネファームの機器登録リスト」の設備であることまたは同等以上のもの
- 窓の断熱改修は、「先進的窓リノベ2025事業」（環境省）または、「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」（公益財団法人北海道環境財団）の補助対象となる製品であること、または同等以上のもの
- ペレットストーブは、木質ペレット専用のストーブ製品であること
- 定置用リチウムイオン蓄電システムと家庭用エネルギー管理システム（HEMS）は、原則として、一般社団法人環境共創イニシアチブの「ZEH補助金」の対象システムか同等以上のものであること

## 3 対象者

- 市内の居住する住宅に対象設備・機器を新規で設置・購入した市民（個人）
- 対象設備・機器が設置されている住宅を新規で購入した市内に住所を有し居住する市民（個人）

## 4 エコポイント交付予定件数

約300件（予算額を超えた場合は抽選）

## 5 エコポイント交換商品

エコポイントは、以下の店舗のうち1つで商品券又はポイントと交換できます。

交換店舗	交換商品	交換の要件
イオン	WAON POINT	横須賀開国WAONを所有
ノジマ横須賀店	ノジマモバイルポイント	ノジマモバイル会員サイトに登録
横須賀モアーズシティ	モアーズシティポイント	ポイントカードを所有
すかなごっそ	すかなごっそ商品券	—

## 6 交付申請期間

令和7年7月31日（木）～令和8年2月20日（金）（必着）

## 7 申請方法

必要書類を郵送か窓口持参により下記へ提出してください

〒238-8550 横須賀市経営企画部都市戦略課（横須賀市役所1号館4階）

## 8 申請書類

### (1) 共通事項

①よこすかエコポイント交付申請書（様式1）

②WAON POINT又はモアーズシティポイントとの交換を選択された方は、各店舗ポイントカードのコピー

【WAON POINTの場合】※横須賀開国WAONに限る

※矢印のとおりお読みください。

WAON番号  
1234 5678  
5678 9012  
コード 123456

WAON番号  
1234 5678  
9012 3456  
コード 123456

WAON番号

コード

16桁のWAON番号が読み取れるようにコピーしてください

【モアーズシティポイントの場合】

POINT CARD  
海のよこすかモアーズシティ  
MORE'S CITY

15桁のカード番号が読み取れるようにコピーしてください

③対象設備・機器の設置完了・購入証明書（様式2）

- ・設置・購入事業者等の記載、押印があること
- ・対象設備・機器を設置、購入した人の氏名・住所が交付申請書（様式1）に記載の「申請者の氏名・住所」と同一であること

(2) その他、横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長が必要と認める書類

## 9 交付申請に際しての注意事項

- (1) 申請前に対象設備・機器の要件を「2 対象設備・機器の要件」でご確認ください。
- (2) 申請書に記載の「提出書類確認欄」で必要書類の内容を確認の上、提出してください。
- (3) 同種の設備・機器で複数申請することはできません。
- (4) 異種の設備・機器で申請する場合は、それぞれの設備・機器ごとに申請してください。
- (5) エコポイント交換商品を必ず選択してください。交付申請後の変更はできません。
- (6) エコポイントの交付は、申請者（対象設備・機器を設置・購入した人）本人に対して行います。
- (7) 「ノジマモバイルポイント」「すかなごっそ商品券」を選択した場合は、各店舗で定められている期間にエコポイントとの交換をする必要があります。
- (8) 「モアーズシティポイント」「WAON POINT」を選択し、申請後にカード変更などによりポイントカードの番号を変更した場合は、当協議会事務局から連絡をすることがあります。
- (9) 提出書類に不備があった場合は、当協議会事務局から連絡をすることがありますが、申請期限までに連絡がつかない又は必要書類の追加提出がない場合は、申請が無効となることがあります。
- (10) 提出書類に虚偽の記載、申請に関しての不正な行為、不正な手段による設備・機器を購入などの不適切な申請と認められた場合、交付決定又はエコポイント交換を取り消すことがあります。

## 10 交付決定等

- (1) 令和8年3月中旬に、申請者あてに交付決定通知書を送付します。なお、申請が予算額を超えた場合には抽選を行います。抽選を行った場合には、当選又は落選の結果を通知します。
- (2) 交付決定した申請者（抽選の場合は当選者）には、以下の書類を送付します。
  - ①ノジマモバイルポイント、すかなごっそ商品券を選択した方には、「エコポイント券」、「交換期間及び受け取り方法のお知らせ」
  - ②WAON POINT、モアーズシティポイントを選択した方には、「ポイント付与に関するお知らせ」

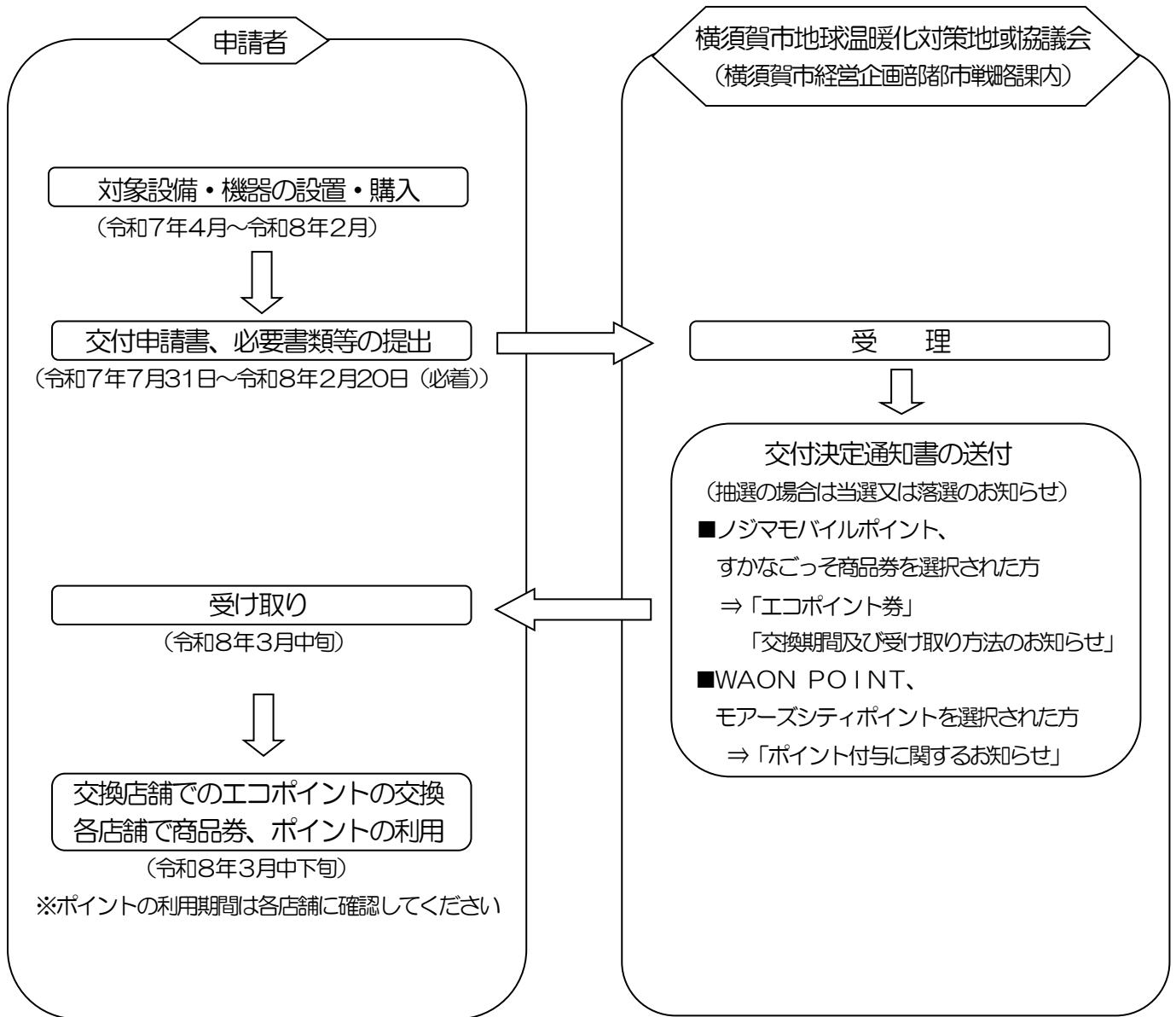
## 11 ポイントの交換

- (1) エコポイント交換商品の交換期間は、令和8年3月中旬から下旬を予定しています。
- (2) 交換期間や受け取り方法などの詳細は、交付決定通知書の送付時にお知らせします。
- (3) 交換期間を過ぎてしまうとポイントの付与ができませんので、ご注意ください。

## 12 個人情報の取り扱いについて

- (1) 交付申請書（様式1）や添付書類等に記載された個人情報は、本業務の目的以外に使用しません。
- (2) エコポイントの交換事務のため、氏名を商品提供事業者に連絡しますので、ご了承ください。

## 13 交付申請からポイント交換までの流れ



### 【問い合わせ先】

横須賀市地球温暖化対策地域協議会事務局（横須賀市経営企画部都市戦略課内）  
〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
電話：046（822）8524  
Eメール：stop-ondanka@city.yokosuka.kanagawa.jp